平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 に基づく対応状況等に関する調査結果

1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した平成29年度における対応状況等の調査結果のうち、山梨県の集計結果を公表する。

2 調査の概要

調査方法:養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告

に基づき県全体を集計

調査対象: 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例 対象期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は13件であり、「虐待の事実が認められた事例件数」は4件であった。

表 1 相談 · 通報件数等

	H29 年度	H28 年度
相談・通報件数	13 件	10 件
虐待の事実が認められた事例件数	4 件	2 件
被虐待高齢者数	6 人	2 人

(2) 虐待の事実が認められた事例

表2 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例 I

事項	ل م ا	4	容
	(性別)	女性	1人
被虐待者の状況	(年齢階級)	85~89 歳	1人
	(要介護度)	要介護3	1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員		
施設の種類	介護老人保健施言	泛	
虐待の種別	介護等放棄		
市町村が行った措置	施設に対して改善	善善善	

表3 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅱ

事項		内	容
	(性別)	男性	2人
		女性	1人
	(年齢階級)	75~79 歳	1人
 被虐待者の状況		80~84 歳	1人
拟户付任 471人儿		90~94 歳	1人
	(要介護度)	要介護 1	1人
		要介護 2	1人
		要介護3	1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員		
施設の種類	通所介護等		
虐待の種別	心理的虐待		
市町村が行った措置	施設に対して	改善指導	

表 4 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅲ

事項	内		容
	(性別)	女性	1人
被虐待者の状況	(年齢階級)	85~89 歳	1人
	(要介護度)	要介護3	1人
虐待を行った従事者の職種	管理職、介護職員		
施設の種類	通所介護等		
虐待の種別	身体的虐待		
市町村が行った措置	施設に対して改善の	命令	

表5 県が直接虐待の事実を把握した事例 I

事項	内		容
	(性別)	女性	1人
被虐待者の状況	(年齢階級)	85~89 歳	1人
	(要介護度)	要介護 5	1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員		
施設の種類	介護老人保健施設		
虐待の種別	心理的虐待		
都道府県が行った措置	施設に対して改善	助 告	

(3) 身体的虐待に該当する身体拘束の有無

「身体的拘束あり」は1人で、「身体拘束なし」は5人であった。

表6 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計		
1人	5 人	6人		

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は226件、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例(以 下「虐待判断事例」という。)」は128件であった。

表 7 相談 · 通報件数

	H29 年度	H28 年度
相談・通報件数	226 件	203 件
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例件数	128 件	117 件
被虐待高齢者数	133 人	122 人

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が34.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が15.0%、「警察」 が11.3%であった。

表8 相談•通報者(複数回答)

(単位:人) 介護支 介護保 医療機 近隣住 当該市 民生委 被虐待 家族、 虐待者 援専門 関従事 民、知 町村行 警察 その他 合計 険事業 者本人 親族 自身 員 員 所職員 者 人 政職員 85 19 13 13 5 17 37 3 19 28 8 247 H29 年度 (34.4%) (7.7%)(5.3%)(5.3%)(2.0%)(15.0%)(7.7%)(6.9%)(1.2%)(11.3%)(3.2%)(100%)78 10 9 25 5 17 20 20 222 12 8 18 H28 年度 (35.1%)(4.5%)(5.4%)(3.6%) (4.1%) (8.1%)(11.3%)(2.3%)(7.7%)(9.0%)(9.0%)(100%)

(注) 一件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上され るため、合計人数は相談・通報件数226件と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は224件、「事実確認調査を行っていない事例」は4件であ った。「事実確認調査を行った事例」のうち、「立入調査以外の方法により事実確認調査を行っ た事例」は219件であり、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が

176件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が43件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」の4件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例」が3件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中」が1件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった134件では0日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった29件では1日であった。

表 9 相談・通報に関する事実確認の状況

(単位:件)

	H29 年度	H28 年度
事実確認調査を行った事例	224 (98. 2%)	210 (99. 5%)
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	219 (97. 8%)	209 (99. 1%)
訪問調査により事実確認調査を行った事例	176	170
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	43	39
立入調査により事実確認調査を行った事例	5 (2. 2%)	1 (0.5%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	5	1
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかっ た事例	0	0
(立入調査のうち) 市町村が単独で実施した事例	0	0
事実確認調査を行っていない事例	4 (1.8%)	1 (0.5%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事 実確認調査不要と判断した事例	3	1
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定してい る又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1	0
合計	228 (100%)	211 (100%)

(注) 事実確認の状況には、平成 28 年度に相談・通報があったもののうち、平成 29 年度に入って 事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 29 年度の相談・通報件数 226 件と一 致しない。

表10 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位:件)

	0日	1日	2日	3~6 日	7~13 日	14~20 日	21~27 日	28 日以上	合計
H29 年度	68	29	11	15	5	1	1	4	134
H28 年度	82	15	3	4	5	3	0	4	116

中央値 H29 年度: 0日(即日)、H28 年度: 0日(即日)

表11 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位:件)

	0日	1日	2日	3~6 日	7~13 日	14~20 日	21~27 日	28 日以上	合計
H29 年度	12	3	5	3	3	0	0	3	29
H28 年度	27	5	1	3	10	5	1	13	65

中央値 H29 年度:1日、H28 年度:2日

(4) 事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」224件のうち、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」の件数は128件で、「被虐待高齢者数」は、133人であった。

(5) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「虐待者の障害・疾病」の12.7%、次いで「虐待者の性格や人格 (に基づく言動)」の11.2%、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の9.6% の順であった。

表12 虐待の発生要因(複数回答)

(単位:件)

要因	H29 年度	H28 年度
虐待者の障害・疾病	25 (12. 7%)	2 (3.4%)
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	22 (11. 2%)	3 (5. 1%)
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	19 (9.6%)	0 (0.0%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	18 (9. 1%)	22 (37. 3%)
経済的困窮 (経済的問題)	17 (8.6%)	9 (15. 3%)
被虐待高齢者の身体的自立度・認知機能の低下	16 (8.6%)	1 (1.7%)
被虐待高齢者本人の性格や人格(に基づく言動)	15 (7.6%)	2 (3.4%)
被虐待高齢者の認知症の症状	14 (7. 1%)	3 (5. 1%)
虐待者の知識や情報の不足	12 (6. 1%)	3 (5. 1%)
虐待者の精神状態が安定しない	12 (6. 1%)	9 (15. 3%)
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか	9 (4.6%)	3 (5. 1%)
家族関係の問題		
虐待者の飲酒の影響	8 (4. 1%)	8 (13. 6%)
虐待者の介護力の低下や不足	7 (3.6%)	1 (1.7%)
虐待者の理解力の不足や低下	1 (0.5%)	1 (1.7%)
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	1 (0.5%)	0 (0.0%)
虐待者側のその他の要因	1 (0.5%)	2 (3.4%)

⁽注)・任意で回答のあった事例(H29:197、H28:59)を集計。

- 〇 以下、虐待判断事例の総数128件(被虐待高齢者数133人)を対象に、虐待の種別、被虐 待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。
 - (注) 一件の事例に対し、被虐待高齢者が複数となる事例があるため、虐待判断事例の総数 128 件に対する被虐待高齢者数は 133 人となる。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が55.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が52.6%、「経済的虐待」が27.1%、「介護等放棄」が25.6%であった。

※一人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数(H29:133人、H28:122人)と一致しない

表13 虐待の種別(複数回答)

(単位:人)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H29 年度	74 (55. 6%)	34 (25. 6%)	70 (52. 6%)	2 (1. 5%)	36 (27. 1%)	216
H28 年度	82 (67. 2%)	26 (21. 3%)	49 (40. 2%)	0 (0. 0%)	27 (22. 1%)	184

⁽注)割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い、身体の拘束
介護等放棄	生活援助全般を行わない、水分・食事摂取の放任、希望・ 必要とする介護サービスの制限
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱、脅迫、無視・訴えの否定や拒否
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
経済的虐待	年金の取り上げ、必要な費用の不払い、預貯金・カード等 の不当な使い込み

イ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が33.8%と最も 多く、次いで「3-生命・身体・生活に著しい影響」が30.1%であった。一方、「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は5.3%であった。

表 1 4 虐待の程度(深刻度)

(単位:人)

	1 一生命・身 体・生活への 影響や本人意 思の無視等	2	3 - 生命・身体・生活に著 しい影響	4	5-生命・身 体・生活に関 する重大な 危険	合計
H29 年度	45 (33. 8%)	29 (21. 8%)	40 (30. 1%)	12 (9.0%)	7 (5.3%)	133 (100%)
H28 年度	33 (27. 0%)	19 (15. 6%)	53 (43. 4%)	7 (5. 7%)	10 (8. 2%)	122 (100%)

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が75.2%、「男性」が24.8%と「女性」が全体の7割以上を占めていた。年齢階層別では、「80~84歳」が23.3%と最も多く、次いで「85~89歳」が21.8%、「75~79歳」が19.5%であった。全体の75.1%が75歳以上であった。

表 1 5 被虐待高齢者の性別

,	**/ /	_		`
(単化	7 ·	人)

	H29 年度	H28 年度
男性	33 (24. 8%)	22 (18. 0%)
女性	100 (75. 2%)	100 (82. 0%)
合計	133 (100%)	122 (100%)

表16 被虐待高齢者の年齢

(単位:人)

	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90 歳以上	不明	合計
H29 年度	9 (6. 8%)	23 (17. 3%)	26 (19. 5%)	31 (23. 3%)	29 (21. 8%)	14 (10. 5%)	1 (0. 8%)	133 (100%)
H28 年度	13 (10. 7%)	16 (13. 1%)	23 (18. 9%)	30 (24. 6%)	24 (19. 7%)	16 (13. 1%)	0 (0%)	122 (100%)

イ 要介護認定の状況

「要介護認定済み」が68.4%で、全体の6割以上が介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者であった。また、「未申請」は29.3%であった。

表 1 7 被虐待高齢者の養介護認定の状況

(単位:人)

	H29 年度	H28 年度
要介護認定 未申請	39 (29. 3%)	30 (24. 6%)
要介護認定 申請中	2 (1.5%)	0 (0.0%)
要介護認定 済み	91 (68. 4%)	90 (73. 8%)
要介護認定 非該当(自立)	1 (0.8%)	2 (1.6%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	133 (100%)	122 (100%)

ウ 要介護状態区分、認知症日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) 要介護認定者91人における要支援・要介護状態区分は、「要介護3以上」が45.1%で あった。また、要介護認定者の認知症日常生活自立度は、「自立度II以上」が79.1%、要 介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)は、「寝たきり度A以上」が 80.2%であった。

表 1 8 要介護認定者の要支援・要介護状態区分 (単位:人)

	H29 年度	H28 年度
要支援 1	1 (1.1%)	3 (3. 3%)
<i>"</i> 2	7 (7. 7%)	5 (5.6%)
要介護 1	18 (19. 8%)	20 (22. 2%)
<i>"</i> 2	24 (26. 4%)	20 (22. 2%)
<i>"</i> 3	18 (19. 8%)	25 (27. 8%)
<i>"</i> 4	13 (14. 3%)	12 (13. 3%)
<i>"</i> 5	10 (11. 0%)	5 (5.6%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	91 (100%)	90 (100%)
要介護3以上(再掲)	41 (45. 1%)	42 (46. 7%)

表 19 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (単位:人)

	H29 年度	H28 年度
自立又は認知症なし	5 (5.5%)	10 (11. 1%)
認知症日常生活自立度 I	14 (15. 4%)	17 (18. 9%)
" П	36 (39. 6%)	30 (33. 3%)
″ III	32 (35. 2%)	23 (25. 6%)
" IV	3 (3.3%)	7 (7.8%)
" M	1 (1.1%)	1 (1.1%)
認知症はあるが自立度不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
認知症の有無が不明	0 (0.0%)	2 (2.2%)
合計	91 (100%)	90 (100%)
自立度Ⅱ以上(再掲)	72 (79. 1%)	61 (67. 8%)

表20 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) (単位:人)

		H29 年度	H28 年度
自立		3 (3.3%)	2 (2. 2%)
日常生活自立度(寝たきり度	;) J	15 (16. 5%)	21 (23. 3%)
"	А	39 (42. 9%)	39 (43. 3%)
"	В	29 (31. 9%)	19 (21. 1%)
"	С	5 (5.5%)	7 (7.8%)
不明		0 (0.0%)	2 (2. 2%)
合語	+	91 (100%)	90 (100%)
日常生活自立度(寝たき	り度)A以上(再掲)	73 (80. 2%)	65 (72. 2%)

エ 要介護認定者の介護保険サービス利用状況及び内容

要介護認定者において、「介護サービスを受けている」は86.8%であり、介護サービス を受けている(過去受けていたが判断時点では受けていないを含む)における介護保険サー ビスの種別では、「デイサービス」が93.8%と最も多く、次いで「訪問介護」が32.5% であった。

表21 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

(単位:人)

	H29 年度	H28 年度
介護サービスを受けている	79 (86. 8%)	82 (91. 1%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	1 (1.1%)	3 (3. 3%)
過去も含め受けていない	11 (12. 1%)	5 (5. 6%)
不明	0 (0.0%)	0 (0. 0%)
合計	91 (100%)	90 (100%)

表22 要介護認定者の介護保険サービスの種別(複数回答)

表22 要介護認定者の介護保険サ-	(単位:件数)		
	介護サービスを受 けている	過去受けていた が判断時点では 受けていない	合計
訪問介護	25 (31. 6%)	1 (100. 0%)	26 (32. 5%)
訪問入浴介護	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
訪問看護	8 (10. 1%)	0	8 (10. 0%)
訪問リハビリテーション	2 (2.5%)	0	2 (2.5%)
居宅療養管理·訪問診療	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
デイサービス (通所介護)	74 (93. 7%)	1 (100. 0%)	75 (93. 8%)
デイケア(通所リハ)	10 (12. 7%)	0	10 (12. 5%)
福祉用具貸与等	11 (13. 9%)	1 (100. 0%)	12 (15. 0%)
グループホーム	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
小規模多機能	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
ショートステイ	14 (17. 7%)	0	14 (17. 5%)
老人保健施設	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
特別養護老人ホーム	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
その他	2 (2.5%)	0	2 (2.5%)

⁽注)割合は表 21 の「介護サービスを受けている(79人)」、「過去受けていたが判断時点で は受けていない(1人)」に対するもの。複数回答のため、利用件数の合計は表 21 に一 致しない。

(8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が43.6%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が 39. 1%と、被虐待者の8割以上が虐待者と同居であった。

表23 虐待者との同居の状況

(単位:人)

	虐待者とのみ 同居	虐待者及び他 家族と同居	虐待者と 別居	その他	合計
H29 年度	58 (43. 6%)	52 (39. 1%)	20 (15. 0%)	3 (2. 3%)	133 (100%)
H28 年度	54 (44. 3%)	52 (42. 6%)	13 (10. 7%)	3 (2. 5%)	122 (100%)

イ 家族形態

「未婚の子と同居」が27.1%と最も多く、次いで「子夫婦と同居」が23.3%であった。

表 2 4 家族形態 (単位:人)

	単独世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子 と同居	配偶者と 離別・死 別等した 子と同居	子夫婦と 同居	その他	合計
H29 年度	8 (6. 0%)	20 (15. 0%)	36 (27. 1%)	15 (11. 3%)	31 (23. 3%)	23 (17. 3%)	133 (100%)
H28 年度	5 (4. 1%)	23 (18. 9%)	29 (23. 8%)	18 (14. 8%)	31 (25. 4%)	16 (13. 1%)	122 (100%)

⁽注)・「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

・その他:実の弟、内縁の夫、配偶者の兄弟等と同居

ウ 虐待者の続柄

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が43.2%と最も多く、次いで「夫」の14.9%、「娘」の12.8%であった。

表 2 5 虐待者と被虐待高齢者との続柄(複数回答)

(単位:人)

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟姉妹	孫	その他	合計
山20 左曲	22	11	64	19	12	2	4	3	11	148
H29 年度	(14. 9%)	(7. 4%)	(43. 2%)	(12. 8%)	(8. 1%)	(1.4%)	(2. 7%)	(2.0%)	(7. 4%)	(100%)
山の左曲	25	4	62	17	11	1	2	2	5	129
H28 年度	(19. 4%)	(3. 1%)	(48. 1%)	(13. 2%)	(8.5%)	(0.8%)	(1.6%)	(1.6%)	(3.9%)	(100%)

(注) 一件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されているため、虐待 と判断された件数 (H29:128 件、H28:117 件) 及び被虐待者数 (H29:133 人、H28:122 人) と一致 しない。

エ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階層別は、「50~59歳」が29.1%と最も多く、次いで「40~49歳」が20.3%、「60~64歳」が11.5%であった。

表26 虐待者の年齢

(単位:人)

	40 歳	40~	50∼	60~	65 ~	70 ~	75 ~	80~	85~	90 歳	7 00	스티
	未満	49 歳	59 歳	64 歳	69 歳	74 歳	79 歳	84 歳	84 歳	以上	不明	合計
1120 左帝	8	30	43	17	10	9	7	8	6	1	9	148
H29 年度	(5. 4%)	(20. 3%)	(29. 1%)	(11. 5%)	(6.8%)	(6. 1%)	(4. 7%)	(5. 4%)	(4. 1%)	(0. 7%)	(6. 1%)	(100%)
1100 左曲	8	29	33	17	4	14	5	9	4	1	5	129
H28 年度	(6. 2%)	(22. 5%)	(25. 6%)	(13. 2%)	(3. 1%)	(10. 9%)	(3. 9%)	(7.0%)	(3. 1%)	(0.8%)	(3.9%)	(100%)

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は 25.3%であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は60.5%であった。

表27 虐待への対応策としての分離の有無

(単位:人)

	H29 年度	H28 年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	41 (25. 3%)	37 (27. 8%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	98 (60. 5%)	82 (61. 7%)
現在対応について検討・調整中の事例	2 (1.2%)	1 (0.8%)
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所	20 (12. 3%)	12 (9.0%)
等)	20 (12. 3%)	12 (9.0%)
その他	1 (0.6%)	1 (0.8%)
合計	162 (100%)	133 (100%)

- (注)・平成 29 年度には、平成 28 年度の虐待判断事例のうち、平成 29 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数 162 人は、平成 29 年度の虐待判断事例における被虐待者数 133 人と一致しない。
 - ・平成28年度には、平成27年度の虐待判断事例のうち、平成28年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数133人は、平成28年度の虐待判断事例における被虐待者数122人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」が24.4% と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」、「緊急一時保護」が22.0% の順であった。

表28 分離を行った事例の対応の内訳

(単位:人)

	H29 年度	H28 年度
契約による介護保険サービスの利用	9 (22. 0%)	11 (29. 7%)
やむを得ない事由等による措置	4 (9.8%)	4 (10. 8%)

(上記のうち) 面会の制限を行った事例	2	4
緊急一時保護	9 (22. 0%)	13 (35. 1%)
医療機関への一時入院	6 (14. 6%)	3 (8. 1%)
上記以外のすまい・施設等の利用	10 (24. 4%)	6 (16. 2%)
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2 (4. 9%)	0 (0.0%)
その他	1 (2.4%)	0 (0.0%)
合計	41 (100%)	37 (100%)

ウ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が70.4%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が42.9%であった。

表29 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

(単位:件)

	H29 年度	H28 年度
経過観察(見守り)	9 (9. 2%)	13 (15. 9%)
養護者に対する助言・指導	69 (70. 4%)	58 (70. 7%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	2 (2.0%)	8 (9.8%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	7 (7. 1%)	6 (7.3%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	42 (42. 9%)	38 (46. 3%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5 (5. 1%)	4 (4.9%)
その他	28 (28. 6%)	21 (25. 6%)

⁽注)・割合は、分離していない事例における被虐待者(H29:98人、H28:82人)に対するもの。

・その他:成年後見制度の利用、介護に関する定期相談、養護者への就労支援等

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度の「利用開始済み」が11人、「利用手続き中」が6人であり、これらを合わせた17人のうち「市町村長申立の事例」は11人であった。 また、「日常生活自立支援事業の利用」は4人であった。

表30 権利擁護に関する対応

(単位:人)

		H29 年度	H28 年度
成年後見制度	利用開始済み	11	6
"	利用手続き中	6	2
上記2つ0	Dうち市町村長申立の事例	11	7
日常生活自立	支援事業の利用	4	3

(10) 虐待等による死亡事例

「要介護者(※介護している親族を含む)による事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」は、本県ではなかった。

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世 話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。